

模範解答

ファイナンシャル・プランニング技能検定 1級実技試験(資産設計提案業務)

2019年9月8日実施

厚生労働大臣指定試験機関

特定非営利活動法人(NPO法人)

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

各科目の配点は、特に記載のない限り、公表しておりませんのでご了承ください。

配点に関するお問い合わせには、お答えできません。

問1 2

問2 3

問3 (ア)1 (イ)2

問4 (ア)× (イ) (ウ)× (エ)×

問5 (ア) (イ) (ウ)× (エ)

問6 (下記解答例だけでなく、総合的観点から採点を行います。)

「税理士法では、税務代理、税務書類の作成、税務相談を「業とする」ことを税理士業務と規定している。「業とする」とは、税務代理、税務書類の作成、税務相談を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しない。税理士資格を持たないFPは、税理士業務を行ってはならないことから、個別具体的な税務相談に応じてはならず、顧客からの税金に関する相談に回答する際には、顧客データを参考にしながら具体的な数値から離れた事例に置き換えるなどにより、一般的な説明に留めなければならない。また、顧客からの相談に対して、具体的な税額計算等が必要な場合に備え、税理士との協働関係を築いておくことも重要である。」(313字)

問7 4,268,500(円)

問8 4

問9 (ア)1 (イ)6 (ウ)7

問10 4

問11 (ア) (イ)× (ウ) (エ)

問12 (ア) (イ)× (ウ) (エ)×

問13 156(m<sup>2</sup>)

問14 62,100(円)

問15 2

問16 822,800(円)

問17 3

問18 3

問19 (ア)3 (イ)4 (ウ)7

問20 2